

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年6月21日(2018.6.21)

【公表番号】特表2017-522920(P2017-522920A)

【公表日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2016-568538(P2016-568538)

【国際特許分類】

A 6 1 F 11/08 (2006.01)

G 1 0 K 11/162 (2006.01)

A 6 1 F 11/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 11/08 1 0 0

G 1 0 K 11/162

A 6 1 F 11/10 1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月8日(2018.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ステムと、

前記ステムに取り付けられた音響減衰本体であって、先端部と、基端部と、前記先端部と前記基端部との間で延びる長手方向軸線と、前記ステム上方を少なくとも部分的に延在し、外側フランジ表面、及び突出部又は陥没部のうち一方又は両方を複数有する内側フランジ表面を含むフランジと、を含む音響減衰本体と、

前記ステム周囲の前記内側フランジ表面と前記ステムとの間に連続的体積を含むフランジ空洞部と、を備え、

前記内側フランジ表面と前記外側フランジ表面との間の距離が、前記長手方向軸線を横断して前記フランジと交差する平面において前記フランジの外周の周りで変化する、耳栓。

【請求項2】

前記フランジが前記外側フランジ表面と前記内側フランジ表面との間で前記長手方向軸線を横断して前記フランジと交差する前記平面において最小フランジ厚さ(F_{min})及び最大フランジ厚さ(F_{max})を有し、1.5mm < (F_{max}) < 5mmであり、0.5mm < (F_{min}) < 1.5mmである、請求項1に記載の耳栓。

【請求項3】

第1材料から製造されるコア及び第2材料から製造される外層を含むステムと、

前記ステムに取り付けられた音響減衰本体であって、先端部と、基端部と、前記先端部と前記基端部との間で延びる長手方向軸線と、前記ステム上方を少なくとも部分的に延在し、外側フランジ表面、及び突出部又は陥没部のうち一方又は両方を複数有する内側フランジ表面を含むフランジと、を含む音響減衰本体と、

前記ステム周囲の前記内側フランジ表面と前記ステムとの間に連続的体積を含むフランジ空洞部と、を備え、

前記フランジが、前記外側フランジ表面と前記内側フランジ表面との間で前記長手方向

軸線を横断して前記フランジを貫く平面において最小フランジ厚さ(F_{min})及び最大フランジ厚さ(F_{max})を有し、前記フランジが、前記システムの長手方向軸線を横断して前記フランジと交差する前記平面において2つの隣接する最小フランジ厚さ(F_{min})の位置の間で測定された幅(w)を示す突出部を含み、 $1.5\text{ mm} < (F_{max}) < 5\text{ mm}$ であり、 $0.5\text{ mm} < (F_{min}) < 1.5\text{ mm}$ であり、 $2\text{ mm} < (w) < 8\text{ mm}$ である、聴覚保護装置。